

不燃ごみ及び有害ごみの「分別方法」について



市民の皆様へ

日頃から、環境行政の推進につきましてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

近年、『二次電池(リチウムイオン電池等)』が原因による発煙・発火が全国で頻発しております。

幸いにも、本市では、大きな事故には至っておりませんが、不燃ごみの中に混入している事例が確認されておりますので、『分別方法』を今一度ご確認ください、ごみの適正な分別にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1 ごみの出し方について

- (1) 決められた収集日の8時までに、出しましょう。
- (2) 有料収集のごみは、必ず富津市指定のごみ袋を使用しましょう。
- (3) 出したいごみの収集日に間違いがないか確認しましょう。

※不燃ごみ及び有害ごみの収集日 1週間に1回
地区1：木曜日 地区2：水曜日

- (4) 決められたごみステーションですか。

お住まいの地域で決められたごみステーションかご確認ください。

- (5) ごみステーションをきれいに使いましょう。

収集日を間違えて出されたごみは、悪臭・散乱の原因となってしまう、近隣の人たちに迷惑をかけてしまいます。また、**ルール違反のごみは収集せず**、違反シールを張りますので、心当たりのある方は、すぐにルールに従って出していただくようお願いします。

2 不燃ごみの主な品目

- (1) **小型家電製品類**
ドライヤー、電子レンジ、炊飯器、ラジオなど
- (2) **金属類**
やかん、フライパン、包丁など
- (3) **陶磁器類**
皿、土鍋、お茶碗など
- (4) **ガラス類**
灰皿、花瓶などのガラス調度品
- (5) **その他**
傘、ライターなど



3 有害ごみの主な品目

(1) 乾電池

マンガン・アルカリ・リチウムなどの一次電池



(2) 蛍光灯



4 分別における注意点

(1) 不燃ごみ

- ① 不燃ごみの指定ごみ収集袋に入るものが対象となります。
- ② 指定ごみ収集袋以外の袋に入れたものや指定ごみ収集袋をそのものに貼付けたり、指定ごみ収集袋からはみ出しているものは、収集しません。
※例外として、傘については、指定収集袋からはみ出しているも収集を行います。
- ③ 指定ごみ収集袋に入らないものは、粗大ごみとなりますので、環境センターへ直接搬入するか、粗大ごみ戸別有料収集をご利用ください。
- ④ 小型家電製品類で、乾電池や二次電池を使用している機器は、必ず取り外してください。
- ⑤ 包丁や割れてしまった陶磁器類やガラス類は、金属製の箱などに入れ見えるように「危険」と表記し、出してください。
- ⑥ ライターは、残留しているガスが原因で火災となる事例も発生していますので、必ず使い切るか、残留しているガスを抜いてから出してください。
- ⑦ 飲食用の缶類やびん類は、資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）の指定ごみ収集袋に入れ指定されている収集日に出してください。

(2) 有害ごみ

- ① 乾電池を出すときは、＋極と－極を、セロテープやビニールテープなどでおおい、絶縁し指定袋が入っている外袋を使用するか、市販のビニール袋などに「乾電池」と書いて出してください。
- ② 蛍光灯を出すときは、購入時の箱に入れるか、不用な紙で包むなど、割れて危険がないように出してください。
- ③ 二次電池は、市では収集しませんので、お近くのリサイクル店に設置しているリサイクルボックスまで。

5 違法な不用品回収業者にご注意ください。

近年、「廃電化商品を無料回収します」と謳ったチラシやホームページで宣伝し、軽トラックなどで地域を巡回している違法な不用品回収業者が見受けられます。

このような違法な不用品回収業者に回収を依頼することは、ご自身が金銭トラブルに巻き込まれたり、ごみの不適正処理の原因（不法投棄など）になりますので、ご注意願います。